

## 条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十二号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 緊急時等における対応方法

第八十一条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第九十一条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

第一百三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

#### 七 緊急時等における対応方法

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。